

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応の更なる徹底等について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、高齢者施設等職員の感染及び職員から施設内への感染持ち込み・感染拡大による集団感染の事例が連日報告されており、依然、予断を許さない状況が続いています。

こうした状況の中、ご高齢の方で、医療機関の受診を好まない方が一部でおられることから、要介護高齢者の自宅等を訪問しサービスを提供する訪問介護や訪問看護等の事業所におかれては、令和 2 年 10 月 15 日付け厚生労働省事務連絡等に基づき、日頃から利用者の体調や様子の変化に注意を払いながら、訪問の際に利用者にも少しでも発熱、咽頭痛、咳や息苦しさなどの症状が見られる場合は、利用者本人やご家族に対してクリニックの受診を勧めていただくとともに、受診に繋がらないような場合があれば、最寄りの保健所へ連絡等をお願いします。

高齢者施設・事業所におかれましては、下記の感染防止対策の徹底を引き続きお願いします。

記

1. 特に徹底をお願いする感染防止対策

- 少しでも発熱、咽頭痛や咳などの症状があれば、勇気を持って勤務せず、直ちにクリニックを受診する。管理者はそういった職員を勤務させず、直ちにクリニックを受診するよう周知徹底。家族に発熱等の症状があれば出勤を控える。
- ワクチン追加（3回目）の接種は、接種機会を逃さず、接種する。
- サービス提供中は、基本的な感染予防対策（職員・入所者・利用者は、サービス提供中は、必ず、マスク着用・手洗い・手指消毒、3密（密集・密接・密閉）回避・換気等）を徹底。
- 入所者に症状がある・感染者が発生すれば、個室管理等で隔離、個人防護具は適切に使用、職員は早期に受診する。
- ワクチン接種後も、ワクチンを過信せず、気を緩めず、基本的な感染予防対策を徹底。

2. 厚生労働省等からの通知（URL 等参照）

(1) 高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について（令和 4 年 2 月 1 7 日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）（令和 4 年 2 月 9 日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895893.pdf>

(3) 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.11)」 (令和4年2月21日付け厚生労働省事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901583.pdf>

(4) 「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A (Vol.2) (令和4年2月22日)」 (令和4年2月22日付け厚生労働省事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901168.pdf>

(5) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」 (令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

(6) PCR検査等無料化事業 実施拠点一覧等 (和歌山県ホームページ 令和4年3月1日時点(随時更新))

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00209126.html>

(7) 介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について (令和4年2月1日付け長第02010002号)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR3/R4.1/shogukaizenshien.html>

○介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527 (直通)